

「奈良市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」素案 に対する意見募集の概要について

皆さんの

ご意見を

お寄せください！

募集期間：平成26年12月1日（月）から26日（金）まで



奈良市子育て応援キャラクター 「ももいろいろじーか」

1. 趣旨



平成27年度から施行が予定されている、「子ども・子育て支援新制度」に向けて、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、市町村は「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

現在、奈良市では計画策定の準備を進めており、この度、奈良市が定める「奈良市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」素案について、「奈良市子ども・子育て会議」において中間取りまとめを行ったことから計画策定に市民等の意見を反映させるため、「奈良市パブリックコメント手続に関する指針」に基づき、広く意見募集を行います。

2. 子ども・子育て支援事業計画とは



一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートする予定です。

新制度では、市町村を実施主体として、地域の教育・保育、子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付け、その事業計画に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを計画的に進めることとしています。

奈良市では、この事業計画を「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定している「奈良市次世代育成支援行動計画（後期：平成22～26年度）」を引き継ぐ計画としても位置付けており、奈良市の子ども・子育て支援施策を幅広く網羅し、推進していきます。

3. 募集期間



平成26年12月1日（月）から平成26年12月26日（金）まで【必着】

4. 意見募集の対象者



- (1)市内に在住・在勤・在学の方
- (2)市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体

5. 閲覧場所



- (1)市ホームページ
(奈良市トップページ→奈良市からみなさんへ→意見・委員募集→意見募集→募集中の案件)
 - (2)子ども政策課（市役所中央棟3階）
 - (3)総務課（市役所北棟5階）
 - (4)各出張所（西部・東部・北部）
 - (5)各行政センター（月ヶ瀬・都祁）
- ※(2)～(5)については、土日祝を除く、募集期間中の8時30分から17時15分まで

6. 意見提出方法



- 別添の『「奈良市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」素案に対する意見提出用紙』（以下、「提出用紙」）に日本語で記入し、郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、市ホームページの入力フォーム、持参のいずれかの方法により提出してください。
- 提出用紙については、市ホームページからもダウンロードすることができます。
- 提出用紙へは、意見のほかに、個人の場合は氏名・住所・電話番号を、法人その他の団体の場合は名称所在地・電話番号の記載を必須とし、これらの項目が明記されていない場合は、受付しません。
- 電話、訪問等による口頭でのご意見は受付しません。

7. 意見への対応



- 受付したご意見については、要点を項目ごとに整理集約したうえで、それに対する本市の考え方を後日ホームページ上で公表しますが、ご意見に対する個別の回答は行いません。
- 提出用紙に記載された個人に関する情報は、本件以外の他の目的には使用しません。
- 提出された原稿等は返却しません。



第1章 事業計画の策定について

本市の事業計画では、国が指定する事項以外に、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会審議中）」を最高規範とするとともに、現在、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定している「奈良市次世代育成支援行動計画（後期：平成22～26年度）」を引き継ぐ計画としても位置付けており、奈良市の子ども・子育て支援施策を幅広く網羅し、推進していきます。

本計画は、平成27年度から31年度までの5年間の計画期間とし、奈良市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政、子どもが育ち学ぶ施設の関係者や事業者の個人及び団体を対象としています。

第2章 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題

(1) 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

「奈良市次世代育成支援行動計画（後期：平成22～26年度）」を策定後、現在までの5年間の奈良市の子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化について、主に平成25年度に実施したニーズ調査の結果を基に記載しています。

- 家族の状況、保護者の就労状況の変化
- 子育てに対する保護者の意識の変化
- 子育てに関する悩みや不安の相談相手 等

(2) 次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績

「奈良市次世代育成支援行動計画（後期：平成22～26年度）」に基づき、「豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまち」の実現に向けて、様々な施策を実施してきました。

○主な取り組みの進捗状況

	平成21年3月	平成26年4月
認可保育所の定員数	5,825人	6,373人
認定こども園の設置数	1園	5園
病児・病後児保育の実施箇所数	1箇所	4箇所
地域子育て支援拠点事業の実施箇所数	8箇所	22箇所

第3章 事業計画の基本的な理念・方針について

基本理念		
すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち なら		
↓		
視点	基本方針	基本目標
子ども	1. 子どもがいいきいと心豊かに育つまちづくり	① 子どもにとって大切な権利の保障 ② 乳幼児期の教育・保育の充実 ③ 学齢期の教育・育成施策の充実
子育て家庭	2. 子どもを安心して生み育てられるまちづくり	① 子どもと子育て家庭の健康の確保 ② 地域における子育て支援の充実 ③ 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実 ④ 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実
地域や社会	3. 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	① 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進 ② 仕事と子育ての両立支援の推進 ③ 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取り組みについて

【基本方針1】子どもがいいきいと心豊かに育つまちづくり

○基本方針1の成果指標

指標名	現状値	目標値（平成31年度）
認定区分ごとの定員数	1号：4,174人（26年5月） 2号：3,368人（26年4月） 3号：2,180人（26年4月）	1号：4,118人 2号：3,412人 3号：2,700人
市立認定こども園の設置数	5園 （平成26年4月）	35園

（認定区分ごとの定員数の現状値について、1号は幼稚園、2・3号は保育所の利用者数を記載）

○基本方針1の施策の体系

	基本目標	施策の方向性
1	子どもにとって大切な権利の保障	① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

基本目標		施策の方向性
2	乳幼児期の教育・保育の充実	① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保 ② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

基本目標		施策の方向性
3	学齢期の教育・育成施策の充実	① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実 ② 子どもの居場所や体験活動の充実 ③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

【基本方針2】子どもを安心して生み育てられるまちづくり

○基本方針2の成果指標

指標名	現状値	目標値（平成31年度）
利用者支援事業	0箇所 （平成25年度実績）	2箇所
乳児家庭全戸訪問事業の面接率	98.3% （平成25年度実績）	100%

○基本方針2の施策の体系

基本目標		施策の方向性
1	子どもと子育て家庭の健康の確保	① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実 ② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実 ③ 小児医療体制等の充実

基本目標		施策の方向性
2	地域における子育て支援の充実	① 子育て中の親子の居場所づくりの推進 ② 多様な子育て支援サービスの充実

基本目標		施策の方向性
3	子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実	① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実 ② 子育て家庭への経済的な支援の充実

基本目標		施策の方向性
4	様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実	① ひとり親家庭への支援の充実 ② 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実 ③ 児童虐待防止などの取り組みの充実

【基本方針3】地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

○基本方針3の成果指標

指標名	現状値	目標値（平成31年度）
ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数	6,307件 （平成25年度延べ活動件数）	6,762件 （延べ活動件数）

○基本方針3の施策の体系

	基本目標	施策の方向性
1	地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進	① 地域の子育て支援活動の充実 ② 地域における子どもの見守り活動の推進

	基本目標	施策の方向性
2	仕事と子育ての両立支援の推進	① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

	基本目標	施策の方向性
3	子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進	① 安心して外出できる環境づくりの推進

第5章 主な事業の5年間の需給計画について

「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の量の見込みと確保方策を定める必要があります。量の見込みについては、平成25年度に実施したニーズ調査の結果を活用するとともに、本市の現状を勘案しながら算出するものとし、それに対応するための確保方策を記載することとなります。

1. 教育・保育の量の見込みと提供体制

乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保するため、既存の教育・保育資源を活用しつつ、認定こども園、幼稚園、保育所のほか、地域型保育事業により対応していきます。

(単位：人)

	認定区分			
	1号	2号	3号	
	3歳以上	3歳以上	1・2歳	0歳
平成26年4月の利用状況	4,174	3,368	1,882	298
平成31年度の量の見込み	4,118	3,412	2,100	600

(参考) 認定区分について

新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業を利用する際は、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

子どもの年齢	保育の必要性	認定区分	利用施設
3歳以上	なし	1号	認定こども園・幼稚園
	あり	2号	認定こども園・保育所
3歳未満	あり	3号	認定こども園・保育所 地域型保育事業

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

新制度では、教育・保育施設を利用する家庭だけではなく、在宅で子育てをされている家庭を含め、多様な子ども・子育て支援施策に取り組んでいきます。

事業名	単位	直近の実績 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
利用者支援事業	実施箇所数 (箇所)	0	2
時間外保育事業 (保育所等の延長保育)	利用実人数 (人)	2,011	2,467

放課後児童健全育成事業 (バンビーホーム等)	低学年	登録児童数 (人)	2,032	2,465
	高学年		704	794
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		年間延べ利用者数 (人)	281	300
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)		面接件数 (件)	2,607	2,397
養育支援訪問事業		対象家庭数 (件)	21	40
地域子育て支援拠点事業 (子育て広場)		年間延べ利用者数 (人)	125,056	189,171
一時預かり事業	幼稚園の預かり保育	年間延べ利用者数 (人)	48,232	74,415
	保育所等の一時預かり		9,285	17,836
	ファミリー・サポート・センター事業(就学前)		2,346	2,771
病児・病後児保育事業		年間延べ利用者数 (人)	754	1,463
ファミリー・サポート・センター事業(就学後)		年間延べ活動件数 (件)	3,961	3,993
妊婦健康診査事業		年間延べ受診回数 (回)	32,752	28,764

第6章 事業計画の推進体制について

本市では、事業計画の策定を含め、本市のこれからの子ども・子育て支援の取り組みの充実に向けて、「奈良市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行っています。本会議は、学識経験者、教育・保育施設の関係者、子育て支援事業の関係者だけではなく、教育・保育施設を利用している保護者や市民公募といった子育て当事者にも参加していただき、幅広い分野からご意見をいただいています。

本計画の進捗管理についても、「奈良市子ども・子育て会議」において審議を行っていきます。

